



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

上 場 会 社 名 シナネンホールディングス株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 崎村 忠士

問 合 せ 先 責 任 者 取締役人事総務部長 田中正人

(T E L 03-5470-7185)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 82 期定時株主総会（以下「本株主総会」）に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日別途開示した「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」の株式併合に関する議案が、本株主総会において原案どおりに可決されることを条件として、当社の発行可能株式総数及び単元株式数を変更するものであります。
- (2) 平成 28 年 2 月 10 日に開示した「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、当社の企業統治体制を監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する予定です。これに伴い、当該移行に必要な定款規定の新設及び削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日（予定）

ただし、変更案第 6 条及び第 7 条の効力発生着は平成 28 年 10 月 1 日（予定）

4. その他

本日別途、「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機 関) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機 関) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> (削除) 3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は、<u>2億3,760万3千株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (自己の株式の取得) <u>本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数) 本会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 2 0 条 (員 数) 本会社の取締役は<u>10名</u>以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は、<u>4,752万6百株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 (単元株式数) 本会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第 8 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 9 条 (員 数) 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は<u>6名</u>以内とする。 <u>2. 本会社の監査等委員である取締役は、</u></p>

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

<p>第21条 (選 任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (任 期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (役付取締役及び代表取締役) 本社は取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2. 前項の役付取締役のほか取締役会の決議により若干名の役付取締役を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>第25条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その</p>	<p><u>4名以内とする。</u></p> <p>第20条 (選 任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (任 期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (役付取締役及び代表取締役) 本社は取締役会の決議をもって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2. 前項の役付取締役のほか取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)の中から</u>、若干名の役付取締役を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第24条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その</p>
---	--

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

<p>他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集は、各取締役に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第29条（監査等委員会の権限）</p> <p><u>監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>第30条（監査等委員会の招集通知）</p> <p><u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条（監査等委員会規則）</p>
---	---

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第29条 (員 数) <u>本会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>第30条 (選 任) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条 (解任方法) <u>監査役は、株主総会の決議により解任することができる。</u> 2. <u>監査役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第32条 (任 期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第33条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条 (報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第35条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集は、各監査役に対して会日の少なくとも3日前までに通知を</u></p>	<p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
--	---

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

<p><u>発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第36条（監査役の一部責任免除）</p> <p><u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>第38条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条（剰余金の配当の基準日） (新設)</p> <p>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>第35条（剰余金の配当等） <u>本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>2. 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
--	---

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

<p>第41条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第36条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>本会社は、第82期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 (効力発生に関する特則)</p> <p><u>第6条及び第7条を除く本定款変更は、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって効力を生じ、第6条及び第7条の規定変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>
--	--